

ねんきんコーナー

〔国民年金被保険者の方へ〕
 令和2年5月1日から新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例手続きが開始されています。

5月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特別措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで国民年金保険料免除の手続きが可能になりました。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

◆対象となる方

臨時特例により国民年金保険料の免除、猶予および学生納付特例申請は、以下2点をいずれも満たした方が対象になります。

1. 令和2年2月以降に、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

2. 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

◆対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

◆申請に必要な書類

臨時特例による免除の申請に必要な書類は次の2つの書類です。

1. 国民年金保険料免除・猶予申請書(役場・年金事務所でお渡しできます)
2. 所得の申立書(役場・年金事務所でお渡しできます)

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係
 ☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係
 ☎ 5513701

日本年金機構 幡多年金事務所
 ☎ 3411616



外国人生活出張相談会の開催のご案内

高知県外国人生活相談センターが、在留資格に関する相談会および外国人のための生活に関する相談会を高松出入国在留管理局より専門家を招き、四万十市にて開催します。

◆相談内容

① 在留資格制度全般(入国・在留手続、「特定技能」の登録支援機関への登録方法など)に関する相談

② 在留資格以外の外国人に関する相談(仕事、医療、教育、トラブルなど)

◆対象者

①と②のいずれの相談会も外国人のほか、外国人と関わりのある方、外国人を雇用している事業所などが対象となります。

◆開催日と開催時間

9月16日(水)

午前10時～正午、午後1時～午後3時の2回

◆開催場所

四万十市役所3階303・304号室

◆留意事項

在留資格に関する相談は予約制となります。1組(個人・団体)の相談時間は約30分程度です。

そのほかの生活相談は予約は不要ですが、予約者の方を優先とします。相談料は無料です。相談内容は秘密を厳守します。

◆申込み方法

9月8日(火)までに郵送、FAXまたは電子メールで左記までお申込みください。

○申込み・お問い合わせ

高知県外国人生活相談センター
 〒780-0108 70 高知市本町4-1-37丸の内ビル1階)

☎ 088-821-6440
 ☎ 088-821-6441
 ✉ consultation@kcfr.jp

ハロウィンジャンボ5億円

(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

ハロウィンジャンボミニ1千万円

(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円
 9月23日(水) 2種類同時発売!

発売期間 9/23(水)～10/20(火)

公益財団法人 高知県市町村振興協会